

平成24年度岐阜県地域の絆づくり重点推進モデル事業募集要領

第1 趣旨・目的

本事業は、県民の安全・安心な暮らしを確保できる地域コミュニティのモデルを構築し、県内各地域への普及・展開を図るため、地域の絆づくり重点推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）において、モデル事業の実施地域（以下「モデル地域」という。）を指定し、身近な地域課題の解決や地域の絆づくりに向けた住民活動の拠点づくりを支援するとともに、社会的孤立の防止・解消に向けた人材養成事業、地域の課題解決を支援する事業、地域の担い手を育成する事業を一体的に実施し、地域の絆づくりを総合的かつ重点的に推進するものです。

県では、上記の目的のために、モデル事業の実施主体となる自治会、地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等の地域活動団体（以下「モデル事業実施団体」という。）を選定し、その活動経費に対して補助金を交付します。

つきましては、モデル地域の指定を希望する市町村及びモデル事業実施団体を募集しますので、積極的なご応募をお願いいたします。

第2 モデル事業の内容

1 事業名

地域の絆づくり重点推進モデル事業

2 事業内容

モデル地域において実施する事業内容は、別添「地域の絆づくり重点推進モデル事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）」第2に記載のとおり

3 モデル事業に対する支援

県は、別添「岐阜県地域支え合いセンター設置事業費補助金交付要綱」（以下、「補助金交付要綱」という。）に基づき、モデル事業実施団体に対し、地域支え合いセンターの設置・運営等に要する経費を補助します。

- ・補助限度額：6,000千円（ただし、工事請負費については、1,000千円以内）
- ・補助率：10/10
- ・補助対象経費：報酬、賃金、共済費、報償費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費

4 事業実施期間

補助金交付要綱第6条の規定に基づく補助金の交付決定日から平成25年3月31日まで

第3 応募に係る事項

1 応募資格者

モデル事業の実施主体として応募できる者（以下、「応募団体」という。）は、自治

会、地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等の地域活動団体で、次の①から⑧までのすべての要件を満たしていることとします。

- ① 岐阜県内に活動拠点を置いている法人（ただし、会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社を除く。）又は法人以外の非営利団体等（以下「法人等」という。）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。

2 応募方法

応募に当たっては、モデル地域の指定を受けようとする市町村及び応募団体（以下「応募申請者」という。）が共同で後記4の（5）の①に掲げる応募申請書を作成のうえ、別記・提出先に提出してください。

3 モデル地域の指定要件

モデル地域の指定に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 地域住民が主体となって地域支え合いセンターを効果的に運営し、住民同士が互いに支え合い、助け合う仕組みづくりが期待できること。
- ② 地域の課題を的確に把握し、地域の課題解決に向けて地域の関係機関・団体が一体となって取り組める体制が整っていること。
- ③ モデル事業の成果が一時的なものとならないよう、モデル事業終了後もその仕組みを活用した取組みの継続が期待できること。

- ④ 県が実施する地域の絆づくり推進事業について、地域の関係機関・団体及び市町村関係部局の協力体制が整っていること。

4 募集・選定の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 説明会の開催	平成 24 年 4 月 20 日 (金)
② 募集要領等の配布期間	平成 24 年 5 月 1 日 (火) ～平成 24 年 5 月 17 日 (木)
③ 応募申込書の受付期間	平成 24 年 5 月 1 日 (火) ～平成 24 年 5 月 15 日 (火)
④ 応募申請書の受付期間	平成 24 年 5 月 7 日 (月) ～平成 24 年 5 月 17 日 (木)
⑤ 選定委員会の開催	平成 24 年 5 月 21 日 (月) 午後
⑥ 選定結果の通知	平成 24 年 5 月 21 日 (月) 午後以降

※募集要領等の配布期間及び応募申請書等の受付期間は、県の機関の休日を除く。

(2) 募集要領等の配布時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3) 募集要領等の配布場所

岐阜県環境生活部 環境生活政策課地域安全室 地域コミュニティ係

(岐阜市藪田南 2-1-1 県庁 6 階)

※募集要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ > くらし > くらし・地域づくり > 地域コミュニティ > 絆づくり重点推進モデル事業」

(http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/chiiki_commu/model/index.html) からダウンロードして入手してください。

なお、郵送による配布は行っておりません。

(4) 応募申込書の提出方法

応募申請者は、応募申込書(別紙様式)を 5 月 15 日(火)までに県環境生活政策課地域安全室まで持参又は郵送等により提出してください。郵送の場合は、受取の手違いを避けるため、提出先へ到着の有無を必ず電話等で確認してください。

(5) 応募申請書の提出方法

① 応募申請書

ア 平成 24 年度岐阜県地域の絆づくり重点推進モデル事業申請書(第 1 号様式)

イ 応募団体の概要(第 2 号様式)

ウ 地域支え合いセンター設置事業事業計画書(第 3 号様式)

エ 地域支え合いセンター設置事業実施スケジュール(第 4 号様式)

オ 地域支え合いセンター設置事業収支予算書(第 5 号様式)

カ モデル地域として指定を希望する地域(第 6 号様式)

キ 地域の絆づくり重点推進モデル事業応募に係る市町村の意見書(第 7 号様式)

ク その他参考資料

② 提出部数

8部（原本1部、副本7部）

③提出方法

- ・平成24年5月17日（木）午後5時15分までに、応募申請書を郵便又は持参のいずれかの方法で、県環境生活政策課地域安全室に提出してください。
- ・持参の場合の受付時間は、休日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに県環境生活政策課地域安全室に到着したものを有効とします。（郵送の場合は、必ず「特定記録」としてください。）
- ・県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(6) 応募に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあります。

- ア 応募申請書に虚偽の記載を行うこと
- イ 選定委員会終了後に、応募資格を満たしていない事実が発覚した場合
- ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

②応募申請書の変更等の禁止

受付期間終了後の応募申請書の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。

③その他

- ア 提出された応募申請書は返却しないものとする。
- イ 応募申込書を提出した場合であっても、応募申請書の提出がなされない場合は、申請を辞退したものとします。
- ウ 応募申請者は、応募申請書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。
- エ 提出された応募申請書は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 応募申請書の提出後に辞退する場合は、選定委員会開催日の前日までに、辞退届（任意様式）を県環境生活政策課地域安全室に持参又は郵送により提出してください。

第4 審査に係る事項

1 審査方法

実施要綱第4の3に定める「地域の絆づくり重点推進モデル地域選定委員会」を開催し、応募申請書の内容について応募申請者からプレゼンテーションを行ったうえ、審査評価を行います。

2 選定委員会

(1) 日時・場所

平成24年5月21日（月）午後 於）岐阜県庁（岐阜市藪田南2丁目1番1号）

※ 時間及び場所等の詳細については、応募申請者に別途連絡します。

(2) プレゼンテーションの時間

応募申請者のプレゼンテーションの時間は15分以内とします。

(プレゼンテーションの後、委員からの質疑の時間を15分程度予定しています。)

5 審査結果の通知及び公表

審査結果については、応募申請者に文書で通知するとともに、岐阜県庁ホームページ上で公表します。なお、審査結果に関する電話等での問い合わせには応じられません。

公表する内容は以下のとおりです。

- ① 全応募団体の名称
- ② 選定されたモデル地域及びモデル事業実施団体の名称
- ③ 選定理由
- ④ 選定委員会委員の氏名
- ⑤ その他必要な事項

第5 補助金交付決定の通知

選定されたモデル事業実施団体は、県とモデル事業の実施に関する事項について協議のうえ、補助金交付要綱第5条第1項に定める補助金交付申請書を速やかに県に提出することとします。

県は、補助金交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、モデル事業実施団体に通知します。

第6 問い合わせ先及び関係書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁6階）

岐阜県環境生活部 環境生活政策課地域安全室 地域コミュニティ係
(担当：安田、北川)

TEL：058-272-8205（直通）

FAX：058-278-2605

電子メールアドレス：c11260@pref.gifu.lg.jp

地域の絆づくり重点推進モデル事業応募申込書

岐阜県環境生活部
環境生活政策課地域安全室長 様

市町村名

担当所属名

担当者氏名

(TEL: _____ 内線 _____)

(FAX: _____)

(メールアドレス: _____)

平成24年度岐阜県地域の絆づくり重点推進モデル事業募集要領に基づき、「地域の絆づくり重点推進モデル事業」に応募するとともに、下記の関係者が選定委員会に出席します。

記

【応募団体】

氏名	所属	役職名等

【市町村】

氏名	所属	役職名等